

(案)

写

岡賃審第 号
令和6年9月9日

岡山労働局長
森實 久美子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 益田 佐和子

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無
について（答申）

当審議会は、令和6年7月3日付け岡労発基0703第2号及び7月29日付け岡労発
基0729第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け
慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長から報
告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づき答申する。